○**法務省告示第三百七十一号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［略］ 名称：株式会社ブラザー 所在地：神奈川県川崎市川崎区浅野町三番八号 実習内容：めっき	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○**法務省告示第三百七十二号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［略］ 名称：有限会社西堀鉄工所 所在地：岐阜県瑞穂市生津外宮前町一丁目七十七番地 実習内容：仕上げ 名称：城田鋳工株式会社 所在地：三重県桑名市大字芳ケ崎千五百十三番地 実習内容：鋳造	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○**法務省告示第三百七十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

法務大臣　上川　陽子